



パート②

期間

原則として1週間以内です。ただし、止むを得ない事情がある場合は、延長できます。

利用料 (平成4年度下半期単価)

特別養護老人ホーム利用の場合 1日 2,020円

養護老人ホーム利用の場合 1日 1,570円

※利用料は、入所終了後町に納入していただきます。

入所に要する委託料は、みなさんからいただく利用料の他、国・県・町で次のように負担をしています。

特別養護老人ホームへの支払額 1日 7,050円

利用者負担	国負担	県負担	町負担
2,020円	1,905円	1,560円	1,565円

養護老人ホームへの支払額 1日 3,460円

利用者負担	国負担	県負担	町負担
1,570円	945円	470円	475円

介護者の負担を軽減

在宅老人短期入所事業 (老人ショートステイ)

在宅老人の日常生活の介護に当たっている方が、病気・冠婚葬祭等の事由により介護することができなくなったとき、お年寄りが特別養護老人ホームや養護老人ホームへ一時的に入所することにより介護者の負担を軽減し福祉の向上を図る事業です。

入所対象者

町内に住所を有し、常時介護を必要とするおむね65歳以上の在宅のねたきり老人・痴呆性老人・虚弱老人が対象となります。ただし、次の方は利用できません。

- ①伝染性疾患を有し、他の施設入所者へ伝染させる恐れのある方
- ②精神障害等により、他の入所者に危害又は著しい不利益を与える恐れのある方
- ③医療機関での治療の必要のある方

申込み

役場住民福祉課福祉係または最寄りの民生児童委員までご連絡ください。

住民福祉課福祉係 ☎84-1211 (内線156)



- まず保健所や地方自治体のサービスを
 - ・デイサービスの利用
 - ・ショートステイの利用
- 第2・第3の介護者と時々交代を

お知らせコーナー

私たちが
ご相談に
のります



シルバー生活相談

心配ごと・相談したい事に弁護士が法律的な面から、助言します。

日時 3月17日(水) 午後1時～3時

場所 町民会館研修室

対象 相続・訴訟等法律的なことでお困りの高齢者(ご家族でも結構です。)

費用 無料

問合せ先 住民福祉課 福祉係

☎84-1211 (内線155)

子ども相談

お子さんを育てるうえで、心配なことはありませんか？ 銚子児童相談所が、ご相談に応じます。

- 幼児のしつけや言葉の相談
- 学齢児の学校生活に関する事
- 心身に障害のある児童の家庭での指導に関する事等、児童に関するあらゆる相談に応じます。

日時 平成5年4月から 毎月第3火曜日

午前10時から午後3時まで

会場 八日市場ふれあいセンター

費用 無料

予約・問合せ先

千葉県銚子児童相談所 相談調査課

☎0479-23-0076

秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当支給日

4月期の支給日は、11日が日曜日のため、9日金となります。